

社青第 2430 号
令和 4 年 3 月 14 日

留守家庭児童会保護者 様

寝屋川市教育委員会
社会教育部青少年課長

留守家庭児童会保育料の還付について

「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針」に基づく学級休業等に伴い、留守家庭児童会を利用できなくなった場合の保育料について下記のとおり還付します。

記

1 減額内容

令和 4 年 1 月 14 日以降、市の対処方針に基づく学級休業等になった期間の保育料を日割り計算により減額します。ただし、休業期間から土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。

2 保育料の日額

区分	月額	日額
通常	7,000 円	350 円
減額	5,000 円	250 円
二子減額	3,500 円	175 円

3 減額の流れ

(1) 青少年課が留守家庭児童会の出席簿等を基に休業日数を算定し、保育料の減額通知を保護者宛に送付します。

この減免に関しては、自粛届や減免申請書の提出は不要ですが、通知内容について特にお問い合わせがない場合は、減免の金額に同意いただいたものとさせていただきます。

(2) 還付する保育料は、原則、現在登録されている保育料引落口座へ振込させていただきますが、振込の準備ができ次第、還付通知書でお知らせいたします。

寝屋川市教育委員会事務局
青少年課
住所：〒572-8555
大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号東館 1 階
電話：072-813-0075